

## 新型コロナウイルス対策にかかる法人職員行動指針

宇治田原むく福祉会

### 【利用者に関する項目】

- ① 通所の利用者は、朝ご本人の体温を計測し、37.5℃以上の発熱が認められる場合は通所を控えていただく。また、ご家族の方が37.5℃以上の発熱があった場合も同様の扱いとする。
- ② 発熱が認められた場合は解熱後24時間以上が経過したのち、咳などの呼吸器症状がない場合でも1週間は通所を控えていただく。
- ③ 送迎車を利用される方は、乗車前に必ず手指の消毒をしてから乗車していただく。
- ④ グループホーム利用者については、37.5℃以上の発熱、呼吸器症状が2日以上続いた場合、原則自宅に帰省していただき、保健所の相談窓口にご相談いただき、指示を受けるとともに、症状がなくなるまで、自宅待機をお願いします。
- ⑤ 症状がない場合でも、ご家族の判断で自主的に通所を取りやめる場合は、その旨事前に事業所に連絡をいただき、家庭への支援の方法などをご相談いただく。

### 【職員に関する項目】

- ① 出勤前に体温を計測し、37.5℃以上の発熱がある場合は出勤を見合わせ、しかるべき相談窓口にご相談し指示を仰ぐ。同居する家族に発熱があった場合も同様の扱いとする。
- ② 発熱が認められた場合、解熱後24時間が経過し咳などの呼吸器症状がない場合でも、1週間は出勤を見合わせる事とする。  
その間、感染が疑われるような症状がある場合は、速やかに事業所に連絡をし、指示を仰ぐ。
- ③ 外出から戻ったとき、業務の合間など、手洗いうがいを徹底し、勤務中はマスク着用を義務づける。
- ④ 障害者支援という職業をわきまえ、プライベートでも不要不急の外出を控え、感染リスクを回避するよう心掛ける。

### 【その他の項目】

- ① 関係委員会の対応項目
  - ・保健美化委員会⇒毎日の検温記録表を作成し、記録のチェックを行う。  
⇒毎日の事業所内のアルコール消毒の定時実施(トイレ・ドア・椅子など)
  - ・物品管理委員会⇒マスク・使い捨て手袋・消毒液の在庫管理の強化
  - ・車両管理委員会⇒毎日送迎終了時は車内の消毒を行う。
- ② 全事業所の対応項目
  - ・日中の支援時間は施設の門は閉じ、外部車両や訪問者の敷地内への立ち入りは原則禁止とする。
  - ・訪問者にはインターホン対応とし、荷物の受け取りなどは門の外で行う。保護者の送迎についても同様とする。
  - ・日中支援部署は、1時間～2時間に一度は部屋の換気を行う。

- ・給食は食堂に入る人数を制限し、少人数ごとに別の部屋に分かれて食べることとする。
- ・終わりの会などは、作業グループごとに行い、利用者が多人数で集まることを避ける。